学校法人福岡工業大学 役員の報酬等の支給に関する規程

（目的）

第１条　この規程は，学校法人福岡工業大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第４０条の規定に基づき，役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは，理事及び監事をいう。

（２）常勤の役員とは，法人において勤務することが常態である者をいう。

（３）非常勤の役員とは，常勤の役員以外の者をいう。

（４）役員の報酬等とは，本俸，賞与，退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって，その名称の如何を問わない。

（５）費用とは，役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費，宿泊費等） 及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員に対しては，次のとおり報酬等を支給するものとする。

（１）常勤の役員には、本俸、賞与（期末手当及び年度末手当）、退職慰労金を支給する。

（２）非常勤の役員には、本俸、退職慰労金を支給する。

（報酬等の額の算定方法）

第４条　役員に対する報酬等の総額（退職慰労金は含まない）は、別表１に定める額を上限とし，その範囲内で理事会において決定する。

２　非常勤の役員に対する交通費、日当を別表２に定める額を支給する。

３　役員の退職慰労金は別表３に定める算式により決定する。

（報酬等の支給方法）

第５条　役員に対する報酬等の支給の時期は，次の各号による報酬等の区分に応じて，当該各号に定める時期とする。

（１）役員の報酬支給日は、学校法人福岡工業大学給与規程第4条を準用し、毎月２５日とする。ただし、支給日が休日に当たる時はその前日に繰り上げる。

（２）退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した日が属する月の翌月末までに支給する。

２　報酬等は，現金により本人に支給する。ただし，本人の同意を得れば，本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

３　報酬等は，法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金，積立金等を控除して支給する。

（費用）
第６条　役員には，別に定める学校法人福岡工業大学旅費規程に基づいて，旅費を支給する。
２　役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は，当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）
第７条　新たに常勤の役員に就任した者には，その日から報酬を支給する。
２　常勤の役員が退任し，又は解任された場合は，前日までの報酬を支給する。
３　月の中途における就任，退任，又は解任の場合の報酬額については，その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）
第８条　この規程により，計算金額に１円未満の端数が生じたときは，その端数金額が50 銭未満であるときは，これを切り捨て，その端数金額が 50 銭以上であるときは，これを１円に切り上げるものとする。

（公表）
第９条　この法人は，この規程をもって，私立学校法第 63 条の２第４号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）
第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は，別に定める。

（改廃）
第 11 条　この規程の改廃は，評議員会の意見を聴いた上で，理事会の議決により行う。

附則　この規程は，令和２年４月１日より施行する。本規程の施行に伴い、平成２年４月１日施行の「学校法人福岡工業大学役員報酬規程」「学校法人福岡工業大学役員退職慰労金規程」は、評議員に関する条文を除き、その効力を失うものとする。

別表１（役員の報酬等上限額）

報酬等総額	18,000,000　円	年額

別表２（非常勤の役員の交通費・日当）

交通費（理事会等会議への出席）	8,000　円	日額
日当　（理事会等会議への出席）	5,000　円	日額

別表３（役員の退職慰労金算定式）

① 慰労金	基本額（*1）×在任指数（*2）
② 特別慰労金（*3）	（理事会決議による）
③ 退職慰労金支給額（*4）	① 慰労金　+　②特別慰労金

*1：平成２年３月２７日第５７回理事会決議に基づき、理事・監事ともに金６０万円とする。
*2：在任期間３年を経過した場合を１として算出し、以後３年を超えるごとに１を加算するものとする。ただし、役員等が在任期間の２分の１未満のときは、在任指数を２分の１とし、在任期間が２分の１以上のときは、在任指数を１とする。
*3：在任中特別に功労があった常勤の役員に対し、理事会の決議を経て特別慰労金を支給することができる。
*4：退職慰労金支給額は報酬等の総額（年額）に３を乗じて得た額を上限とする。